

令和2年6月

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和2年5月29日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0529 第1号」および「保医発 0529 第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号）が改正され、令和2年6月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

詳細につきましては、裏面をご参照ください。

No. 20-20

## ■ 実施料が新規記載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分判断料	備考
<b>D003 糞便検査</b>					
9	ロイシンリッチ α2 グリコプロテイン		276	生化学 I 144	※1
<b>D004-2 悪性腫瘍組織検査</b>					
1	METex14 遺伝子検査	次世代シーケンシング	5000	遺伝子・染色体 100	※2

- ※1 血清を検体として、ロイシンリッチ α2 グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号「D003」糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)の所定点数を準用して 3 月に 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を 1 月に 1 回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号「D003」の「9」カルプロテクチン(糞便)又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- イ ロイシンリッチ α2 グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料の「4」生化学的検査判断料 (I) を算定する。
- ※2 肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより METex14 遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「ロ」複雑なものの所定点数を準用して患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
- ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)のアに規定する肺癌における METex14 遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。
- イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。
- ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「ロ」処理が複雑なもののうち、(4)のアに規定する肺癌における METex14 遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- エ 本検査と、肺癌の組織を検体として METex14 遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注 2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。

## ■ 検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分判断料	備考
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>					
15	HIV-1 核酸定量	TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法	520	微生物 150	※3

- ※3 下線部が追加変更されました。
- ア 「15」の HIV-1 核酸定量は、PCR 法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又は TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV 感染者の経過観察に用いた場合又は区部番号「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1 抗体、「16」の HIV-1,2 抗体定性、同半定量、HIV-1,2 抗原・抗体同時測定定性、「18」の HIV-1,2 抗原・抗体同時測定定量、又は「18」の HIV-1,2 抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合のみ算定する。

以上